

公益社団法人群馬県緑化推進委員会定款

公益社団法人群馬県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人群馬県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県土の緑化運動の推進に関する事業を行い、森林資源の造成、国土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化を図り、もって緑豊かな郷土群馬の建設及び国際貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 植樹行事に関する事業

(2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「法」という。）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）、その他募金運動の推進並びに緑の募金等による寄付金の管理

(3) 緑化思想の普及及び啓発

(4) 緑とのふれあいに関する事業

(5) 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者等に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び森林整備等に関する調査及び研究

(6) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、群馬県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、

理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

ただし、総会において別に定める会員については、支払い義務を免除することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 役員、顧問及び参与

(役員を設置)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名以上5名以内を代表理事とする。
 - 3 代表理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長とする。
 - 4 代表理事以外の理事のうち1名を常務理事とする。
 - 5 常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議により代表理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定める範囲において、この法人の業務を執行する。

3 理事長は、この定款及び理事会で別に定めるところにより、その職務を執行する。

(1) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を代行する。

(2) 常務理事は、別に理事会の定める職務の範囲に限り、理事長及び副理事長に事故あるときは、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、代表権に係る業務を除きその職務を代行する。

4 代表理事及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で二回以上理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事の構成)

第17条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他法令に定めのある特別の関係にある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他法令に定めのある特別の関係があってはならない。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第19条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、この法人の重要事項について意見を述べることができる。
- 4 参与は、この法人の運営に参与する。

(事務局)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1人及びその他の職員若干名を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
 - 4 第2項に定めるその他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(構成)

- 第21条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第22条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任並びに会員の除名
 - (2) 理事及び監事の報酬等の総額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 資金の借りに関すること
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第23条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

- 第26条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第27条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その会計年度の収入をもって償還する借入金を除く資金の借入
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第28条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 緑の募金運営協議会

(構成)

第 35 条 この法人に緑の募金運営協議会（以下、協議会という。）を置く。

2 協議会は、10人以上15人以内の委員で構成する。

3 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、群馬県知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任されることができる。

(権限)

第 36 条 協議会は、次の職務を行う。

(1) この法人からの諮問に応じて、毎事業年度の緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を審議し、理事会に答申する。

(2) その他緑の募金の運営に関する重要事項について、調査審議し、理事会に答申する。

(3) 協議会に運営協議会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(召集)

第 37 条 運営協議会は、理事長の諮問を受けて運営協議会長が召集する。

2 運営協議会長が欠けたとき又は運営協議会長に事故あるときは、各委員が運営協議会を召集する。

(決議)

第 38 条 運営協議会の議決は、決議について特別の利害関係の有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 39 条 公益目的事業を行うために不可欠な財産として総会で定めたものを、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げるものとする。

理 事 長 大澤正明

副理事長 星野已喜雄

常務理事 増渕守